

## 「修理工賃単価に関する対話・協議のあり方 にかかるとガイドライン」説明会を開催

～ガイドラインの策定経緯・内容趣旨に関する理解を図る～

一般社団法人日本損害保険協会(会長：城田 宏明)は、4月28日(月)に、会員会社および関係団体を対象とした「[修理工賃単価に関する対話・協議のあり方にかかるとガイドライン](#)」(以下、協会ガイドライン)説明会を開催しました。会員会社および共済団体の損害サービス部門を中心に76名が参加しました。

開会にあたり、中條 裕太 企画部会長(東京海上日動社 理事・業務企画部部長 兼 調査企画グループリーダー)から「先の保険金不正請求問題を受け、お客様に対する透明性確保という観点で、これまでの慣行や運用等に関する見直しを行っていく必要性が高まっているものと認識している。お客様のためのこの見直しを、損害保険業界だけで行っていくのは難しく、車体整備事業者の皆さまとも「建設的な対話」を継続していくことが大変重要と考えている。今後の車体整備事業者の皆さまとの建設的な対応に向けて参考にしていただきたい」と挨拶がありました。続いて、金融庁監督局保険課 矢野 雅隆 損害保険モニタリング長から、監督官庁の立場から「引き続き関係省庁と連携しながら、損害保険業界と車体整備事業者の皆さまとの両者の適切な価格交渉を促しつつ、損害保険業界の取り組みをフォローしていく」と挨拶がありました。

次いで、当協会から修理工賃にかかると損害保険業界の取り組みの歴史を踏まえた協会ガイドラインの策定経緯や内容について、また、国土交通省物流・自動車局自動車整備課 村井 章展 整備事業指導官から3月4日(火)公表の「[車体整備事業者による事故車修理の適切な価格交渉の促進のための施策](#)」についての説明が行われました。

質疑応答では、当協会のみならず、国土交通省および金融庁への質疑も行われ、活況な説明会となりました。

会員会社における車体整備事業者との適切な修理工賃単価に関する対話・協議が行われるよう、当協会は各種取り組みを引き続き実施してまいります。

### 【当日の様子】

